

広島中央警察署 交通だより

～自転車ルール編③～

★傘差し運転等について



広島県道路交通法施行細則第10条第4号

傘をさす、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。



「傘をさす」だけでなく、「買い物袋を肩にかける」など、**片手運転**は、ハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから「**禁止**」



**警告票
交付**

●「傘差しスタンド」について

片手運転ではないが、視野を妨げ、安定を失うおそれがある方法になり得る



口頭警告

又は

**警告票
交付**

●乗車積載方法違反

幅：車体の幅左右各15cmを加えた幅
高さ：地上から2mまで
長さ：車体の長さに30cmを加えた長さ
を超えて傘を積載（固定）した場合



その他
該当する可
能性がある違反

●安全運転義務違反

- ・風にあおられてふらふらと走行している場合
- ・前方の視界が遮られている場合
- ・歩行者やすれ違う車に傘の先端が接触する危険がある



参考

自転車は原則「車道通行」ですが、例外で歩道を通行できることがあります。

例外で**歩道通行できる自転車は「普通自転車」**だけです。

「普通自転車」とは次のとおり車体の大きさや構造等が決まっています。

- ① **長さ190cm以内・幅60cm以内**
- ② 四輪以下の自転車
- ③ 側車をつけていない（補助輪は側車ではない）
- ④ 運転席が一つでそれ以外の乗車装置がない（幼児用座席は除く）
- ⑤ ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- ⑥ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない



この基準を満たしていない自転車は**「普通自転車以外の自転車」**となります。

普通自転車以外の自転車は、一切、歩道通行できません。

※傘をさしながら信号無視などの他の違反をすると、反則通告制度（青切符）の対象となります。

令和8年広島県交通安全年間スローガン 《譲り合い ハンドル越しの 思いやり》

